

横田基地における演習の実施等について（口頭要請）

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）に防衛省北関東防衛局のホームページにおいて、「令和 7 年 3 月 3 日（月）から同年 3 月 7 日（金）までの横田基地における演習の実施等について、24 時間体制で行い、航空機の運用や、P A S の使用に加え、空包を使用する場合がある。P A S については 1 日に数回使用し、通常の運用時間（午前 6 時から午後 1 0 時まで）外に使用する可能性がある。その他、演習期間全体を通じて、全てのゲートで 1 日あたり最大約 6 0 分間の計画的なゲート閉鎖がある。一部訓練において自衛隊が参加予定」との情報提供を受けた。

従前より、当市は、通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないよう求めてきた。

夜間早朝における P A S および空包の使用による騒音は、健康被害や不安の増大につながるとともに、青梅市民の睡眠等を妨げるなど、その影響は非常に大きなものである。

こうした市民の生活環境への影響を踏まえ、次のとおり要請する。

- 市街地上空での低空・旋回飛行訓練は行わないこと。
- 夜間早朝に航空機の運用や P A S および空包の使用を行わないこと。
- 通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないこと。
- 使用する航空機においては、安全対策の徹底を図り運用すること。
- 基地の外に影響を及ぼさないよう、安全対策の徹底を図ること。
- 周辺住民への不安軽減を図るため、特に、通常の運用時間帯以外で実施される騒音を伴う訓練については、その詳細な日時等について情報提供を行うこと。
- ゲート閉鎖に伴う周辺道路への混雑等の影響が出ないように、努めること。

- 貴職におかれては、こうした周辺住民の生活環境への影響を踏まえ、次の事項について、訓練に関わる自衛隊に周知するとともに、米軍に申し入れを行うよう要請する。

令和 7 年 3 月 3 日

防衛大臣 中谷 元 殿

青梅市長 大勢待 利 明

横田基地における演習の実施等について（口頭要請）

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）に防衛省北関東防衛局のホームページにおいて、「令和 7 年 3 月 3 日（月）から同年 3 月 7 日（金）までの横田基地における演習の実施等について、24 時間体制で行い、航空機の運用や、P A S の使用に加え、空包を使用する場合がある。P A S については 1 日に数回使用し、通常の運用時間（午前 6 時から午後 1 0 時まで）外に使用する可能性がある。その他、演習期間全体を通じて、全てのゲートで 1 日あたり最大約 6 0 分間の計画的なゲート閉鎖がある。一部訓練において自衛隊が参加予定」との情報提供を受けた。

従前より、当市は、通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないよう求めてきた。

夜間早朝における P A S および空包の使用による騒音は、健康被害や不安の増大につながるとともに、青梅市民の睡眠等を妨げるなど、その影響は非常に大きなものである。

こうした市民の生活環境への影響を踏まえ、次のとおり要請する。

- 市街地上空での低空・旋回飛行訓練は行わないこと。
- 夜間早朝に航空機の運用や P A S および空包の使用を行わないこと。
- 通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないこと。
- 使用する航空機においては、安全対策の徹底を図り運用すること。
- 基地の外に影響を及ぼさないよう、安全対策の徹底を図ること。
- 周辺住民への不安軽減を図るため、特に、通常の運用時間帯以外で実施される騒音を伴う訓練については、その詳細な日時等について情報提供を行うこと。
- ゲート閉鎖に伴う周辺道路への混雑等の影響が出ないように、努めること。

○ 横田基地における航空機の運用をともなう訓練に関する情報は速やかに本市へ提供すること。

令和 7 年 3 月 3 日

北関東防衛局長 森 浩久 殿

青梅市長 大勢待 利 明

横田基地における演習の実施等について（口頭要請）

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）に防衛省北関東防衛局のホームページにおいて、「令和 7 年 3 月 3 日（月）から同年 3 月 7 日（金）までの横田基地における演習の実施等について、24 時間体制で行い、航空機の運用や、P A S の使用に加え、空包を使用する場合がある。P A S については 1 日に数回使用し、通常の運用時間（午前 6 時から午後 1 0 時まで）外に使用する可能性がある。この他、演習期間全体を通じて、全てのゲートで 1 日あたり最大約 6 0 分間の計画的なゲート閉鎖がある。一部訓練において自衛隊が参加予定」との情報提供を受けた。

従前より、当市は、通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないよう求めてきた。

夜間早朝における P A S および空包の使用による騒音は、健康被害や不安の増大につながるとともに、青梅市民の睡眠等を妨げるなど、その影響は非常に大きなものである。

こうした市民の生活環境への影響を踏まえ、次のとおり要請する。

- 市街地上空での低空・旋回飛行訓練は行わないこと。
- 夜間早朝に航空機の運用や P A S および空包の使用を行わないこと。
- 通常の運用時間帯以外での訓練を極力実施しないこと。
- 使用する航空機においては、安全対策の徹底を図り運用すること。
- 基地の外に影響を及ぼさないよう、安全対策の徹底を図ること。
- 周辺住民への不安軽減を図るため、特に、通常の運用時間帯以外で実施される騒音を伴う訓練については、その詳細な日時等について情報提供を行うこと。
- ゲート閉鎖に伴う周辺道路への混雑等の影響が出ないように、

努めること。

令和 7 年 3 月 3 日

在日米軍横田基地第 3 7 4 空輸航空団司令官

リチャード F. マックエルハニー大佐 殿

青梅市長 大勢待 利 明